

構造改革特別区域計画書

1. 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

長野県東筑摩郡生坂村

2. 構造改革特別区域の名称

元気な生坂村 どぶろく特区

3. 構造改革特別区域の範囲

長野県東筑摩郡生坂村の全域

4. 構造改革特別区域の特性

(1) 地理・地勢・気候

生坂村は、長野県の中央部東筑摩郡の北西部に位置しており、県庁所在地の長野市まで約 50km、松本市までは 25km の距離で結ばれている。海拔は 520m程で、面積は 38.97 平方 km、東西 5.4km、南北 12.2km の小さな村である。村内は山々が重なり合い、やまなみの間を犀川が北流している。なお、犀川沿岸の段丘には水田や畑が散在し、良質な農産物を供給している。年間の平均気温は約 11℃と比較的温暖であるが昼夜の温度差が大きく、また、降水量は約 1,000mm 程度と少ない。

(2) 人口

本村の平成 21 年 12 月 1 日現在の推計人口は 2,055 人、世帯数は 784 世帯であり、人口、世帯数とも減少傾向にある。また、少子高齢化が深刻な問題となっており、平成 21 年の高齢化率は 38.8%で、県下では 11 番目に高く、県内平均 25.5%や全国平均 22.1%と比較しても、極めて早い速度で高齢化が進んでいる。また、村の基幹産業である農業の衰退や雇用の喪失により、就業人口も 1,066 人と昭和 50 年から一貫して減少しており、地域力の低下が懸念されている。

(3) 産業

アルプスを望む水辺と里山が織りなす豊かな自然を活かした農業が村の基幹産業である。しかし、急速な少子高齢化により、「2005 年農林業センサス」では農業就業人口の 44%が 65 歳以上、同居後継者は僅か 65 人と、担い手不足が深刻化しており、遊休農地も年々増えている。村では平成 7 年に農業公社を設立し、遊休荒廃農地の活用や農地の利用集積、後継者の育成等に取り組んでいる。また、都市住民との交流事業として、農業体験ツアーや巨峰祭り、特産品祭りなどの企画・運営も行っている。

5. 構造改革特別区域の意義

本村の産業はこれまで農業を中心に発展してきたが、農家の高齢化や担い手不足から活力を失いかけている。本村では産業再生という重要な課題を打破すべく、農業と観光業との連携を強化することで新たな産業振興を図り、観光体験農業や農産物の直売を通じた都市部と

の交流に取り組んでいる。本村が誇る美しい景観や豊かな自然を十分に活かすとともに、巨峰、梅、原木しいたけ、イチゴ、柿など季節折々の新鮮な果実等売り込み、都市と農村の交流を通して地域の活力を維持していくことが求められている。

そのためには、都市部の住民に本村の魅力を十分に伝え、集客能力を高める一方、農家民宿を増やし観光客の受入体制を強化することが必要である。幸いにも、本村は長野県の主要観光都市である長野市、松本市、安曇野市、白馬村からは車で1時間圏内にあり、地理的に非常に恵まれている。また、パラグライダーやテニスなど各種レジャー施設も充実しており、大人から子どもまで十分に楽しむことができる。また、直売所では良質な果実を使用した手作りジュースや村内で収穫された新鮮な農産物など、安心して食することができる飲食物が豊富に揃っている。

今回、酒税法の特例措置を活用して、犀川の清流と澄んだ空気の中で育まれた良質の米を使用した「どぶろく」を製造し、新たな特産品として広く周知することで、更なる観光資源の充実に努め、本村の魅力向上を図る。観光との結びつきによる農業の再生に取り組む上で、特例措置の適用は不可欠である。

6. 構造改革特別区域の目標

犀川の清流と澄んだ空気の中で育まれた米から造る「どぶろく」が本村の特産品の柱になることで、地域の活力を生み出す。

これまで本村では豊富な観光資源を有するも、それをうまく広報し、村の活性化のために活用することが課題となっていた。特区認定を機に、村の農業公社が主体となり「どぶろく」を製造し、公社が運営する食堂兼直売所である「かあさん家」で手作り料理とともに提供する。ここは信州の郷土料理の伝統を守る拠点として、地元で採れる新鮮で安全な食材にこだわり、元気なおかあさん達が交代で働いている。心のこもった郷土料理に地元の特色を活かした「どぶろく」が添えられることで、村の広告塔としての役割が更に期待できる。また、併せて農家民宿の開業を促し、葡萄狩り体験ツアーや稲刈り体験ツアーを組み込んだ体験型観光を推進するほか、村営の宿泊施設である「やまなみ荘」の集客能力の充実に努め、宿泊客の確保にも取り組む。

先人が守り育ててきた自然との共生の精神を受け継ぎ、美しい自然と温かいおもてなしを活かした活気のある村づくりに向け、「どぶろく」製造は大きな一翼を担うと考えている。村の基幹産業である農業を再生し、観光資源を活かした都市部との交流拡大に結びつけることで地域の活性化につなげることを目標とする。

7. 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

本計画を着実に実施することで、「どぶろく」製造が様々な面で経済的効果をもたらすことが期待される。

1つは、交流人口が増加することで、食堂や直売所等での農産物、農産加工品等の売上が増え、農家の所得向上につながる。生産意欲が高まると地域に活力が戻り、後継者の確保や担い手の育成にも弾みがつく。

2つめは、農家民宿や農家レストランの開業につながることで、農家が「どぶろく」の製造免許を取得するためには、このような施設の営業許可を取る必要があり、開業意欲が高まれば、観光客などの受入体制の充実に努められる。また、農業体験と結びつけることで、高齢農家にとって生きがいづくりにつながる。

3つめは、新たな農産加工品の製造である。交流人口の拡大を機に、本村の新鮮で良質な農産物の評価が高まれば、需要の増加に併せて新たな加工品製造の取組みが進む。また、農産物や加工品などの様々な特産品の流通が増えれば、本村のブランドイメージの向上に発展し、口コミなどにより更なる来訪者が期待できる。

○ 数値目標

(1) 「交流人口」

平成 20 年度	平成 22 年度	平成 24 年度	平成 26 年度
5,301 人	6,000 人	8,000 人	9,000 人

(2) 「農家民宿・農家レストラン等でのどぶろく製造件数」

平成 20 年度	平成 22 年度	平成 24 年度	平成 26 年度
0 戸	1 戸	2 戸	4 戸

(3) 「新たな農産加工品の製造」

平成 20 年度	平成 22 年度	平成 24 年度	平成 26 年度
0 品目	1 品目	2 品目	3 品目

8. 特定事業の名称

707 (708) 特定農業者による特定酒類の製造事業

9. 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

(1) 農業体験ツアーの推進

本村の四季折々の自然や新鮮な農産物を前面に押し出し、収穫体験や村民とのふれあいを柱とした農業体験ツアーの充実を図る。首都圏や名古屋圏を中心に周知活動を行うほか、修学旅行の受け入れにも積極的に取り組む。

(2) 地域ブランド力の向上

これまで以上に農産物の品質にこだわり、安全管理の徹底や質の高いものづくりに取り組む。また、村のイメージを全国に発信するため、新たなマスコットキャラクターを公募し、イベントやお祭での広報活動を支える。お年寄りから子どもまで慕われる愛嬌のあるマスコットは、全国に村の魅力を発信する広告塔となる。

(2) おもてなしの充実

村民一人ひとりが観光大使であることを意識し、村のおもてなし力の向上を図る。村民には再度村の魅力を見つめ直してもらい、地元に住むものしか分からない穴場的な観光スポットを発掘する。これは、B 級スポットとして取りまとめ、村のファン層の拡充に活かす。何度訪れても、温かくそしてどこか懐かしい日本を感じさせてくれる村づくりを村民と協働で取り組む。

別紙

1. 特定事業の名称

707(708) 特定農業者による特定酒類の製造事業

2. 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

構造改革特別特区内において、酒類を自己の営業場において飲用に供する業（農家民宿や農家レストラン等）を営む農業者で、米（自ら生産したもの又はこれに準ずるものとして財務省令に定めるものに限る）を原料としてその他の醸造酒（特定酒類）（以下「どぶろく」という。）を製造しようとする者

3. 当該規制の特例措置の適用の開始日

本構造改革特別区域計画の認定を受けた日

4. 特定事業の内容

(1) 事業に関与する主体

上記2に記載の者で、「どぶろく」製造免許を受けた者

(2) 事業が行われる区域

長野県東筑摩郡生坂村の全域

(3) 事業の実施期間

上記2に記載の者が、「どぶろく」製造免許を受けた日以降

(4) 事業により実現される行為や整備される施設

上記2に記載の者が、「どぶろく」の提供を通じて地域の活性化を図るために「どぶろく」を製造する。

5. 当該規制の特別措置の内容

当該規制の特例措置により、農家民宿や農家レストラン等を営む農業者が米（自ら生産したもの又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る）を原料として「どぶろく」を製造しようとする場合には、製造免許に係る最低製造数量基準が適用されず、小規模な主体も酒類製造免許を受けることが可能となる。

地域の特性を活かし、犀川の清流で育まれた良質の米を原料とした「どぶろく」製造をきっかけに、観光との結びつきによる農業振興に取り組む。都市部との交流が拡大することに伴い村が活性化し、農産物などの販売促進により基幹産業である農業が再生するためには、当該特例措置の適用は不可欠である。

なお、当該特定事業により酒類の製造免許を受けた場合、酒税の納税義務者として必要な申告納税や記帳業務が発生し、税務当局の検査及び調査の対象とされる。

村は、無免許製造を防止するために制度内容の広報周知を行うとともに、特定農業者が酒税法の規定に違反しないよう、指導及び支援を行う。